

# 非居住者のお客さまへの大切なお知らせ

## 2022年5月6日(金)から、非居住者のお客さまが関連する国内送金の取り扱い内容を変更します。

銀行には、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます)第17条「銀行等の確認義務等」において、非居住者のお客さまが行う為替取引等が、以下の対象取引等に該当しないことの確認が義務付けられています。

対象取引

- ・「経済制裁対象者関連の規制」
- ・イランの核開発等に関連する「資金使途規制」
- ・北朝鮮の「貿易に関する支払規制」および核開発等に関連する「資金使途規制」等

これに伴い、当該確認義務の確実な履行のため、一部の国内送金を国際送金としてお取り扱いよう変更いたします。

### 変更するお取り扱い

#### ① 口座からの送金(ゆうちょ銀行の口座から、ゆうちょ銀行または他行の口座への送金)

非居住者のお客さまが関連する場合は国際送金としてお取り扱いさせていただくため、取扱場所や送金料金が国際送金と同様になります。

取扱場所	ゆうちょ銀行直営店・国際送金取扱郵便局 <sup>※1</sup> の貯金窓口	ゆうちょダイレクト <sup>※3</sup>	ATM・国際送金非取扱郵便局
		お取り扱いいたします <sup>※2</sup>	
送金料金 <sup>※4</sup>	7,500円	3,000円	

※1 国際送金取扱郵便局は、ゆうちょ銀行Webサイト「店舗・ATM」から検索いただけます。  
 ※2 ご請求の際、ご送金の目的等をお聞きします。その結果、お取引のご依頼に応じることができない場合があります。  
 ※3 他行に口座を持つ非居住者のお客さまへ送金される場合は、窓口にご相談ください。  
 ※4 送金料金には消費税がかかりません。

**非居住者のお客さまの口座からの送金、非居住者のお客さまの口座への送金(他行の口座への送金において受取人様が非居住者の場合も含む)の両方が対象です。**

#### ② 現金での送金

##### ・電信払込み(払込書がない現金での払込み)

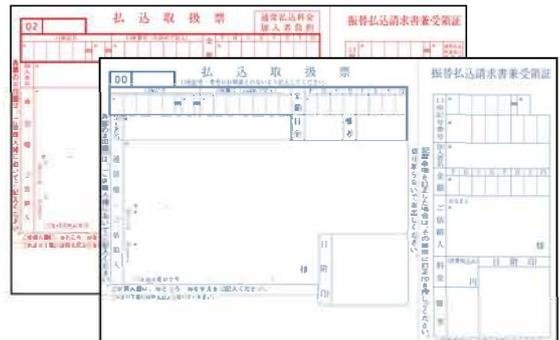
非居住者のお客さまからの払込み、非居住者のお客さまの口座への払込みはお取り扱いできません。

##### ・通常払込み(払込書による払込み)

次表のとおり、取扱場所を変更します。

取扱場所	ゆうちょ銀行直営店・郵便局の貯金窓口	ATM
		お取り扱いいたします
送金料金	変更なし	

※ ゆうちょ銀行の口座から直接払込みを行う場合のみ、ATMのご利用が可能です。



## 変更の対象となる非居住者のお客さま

外為法上の非居住者となるお客さまは、以下のとおりです。

### 個人のお客さま

#### 日本人のお客さま

- ・2年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在するお客さま
- ・外国にある事務所（支店、現地法人、駐在員事務所、国際機関を含む。）に勤務する目的で出国し、外国に滞在するお客さま
- ・日本出国後、外国に2年以上滞在するに至ったお客さま
- ・上記に該当する方のうち、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6か月未満のお客さま

#### 外国人のお客さま

- ・日本に入国後6か月未満かつ日本国内にある事務所に勤務されていないお客さま
- ・外国政府または国際機関の公務を帯びるお客さま
- ・外国において任命または雇用された外交官、領事官等のお客さま など

### 法人のお客さま

#### 本邦法人

- ・外国にある支店、出張所その他の事務所

#### 外国法人

- ・外国政府の公館（使節団を含む）、国際機関

日本に入国後、6か月経過する等の理由により、外為法上の居住者となった場合、郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行直営店に、その旨をお申し出ください。お持ちの口座の設定を変更いたします。変更後は、居住者と同様にATM等での送金が可能となります。

詳しくは、ゆうちょ銀行Webサイトをご確認ください

「自分が非居住者に該当するのかわからない」

「ゆうちょ銀行で口座を作ったときは非居住者だったが、現在は違う」など、

より詳しい情報を確認されたい場合は、ゆうちょ銀行Webサイトをご確認ください。



ゆうちょ銀行  
Web サイト